

16. 校友会

(1) 学友会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、大阪医療技術学園専門学校校友会と称す。
- 第2条 本会は、大阪医療技術学園専門学校の全在校生により構成する。
- 第3条 本会は学生生活全般の向上を図り、各学科間、各学年間相互の親睦と交友を目的とする。

第2章 機 関

- 第4条 本会は下記の機関を有する（系統図は図1参照）。
- 体育会・文化会

第3章 総 会

- 第5条 本会の決議に関しては、学友会総会の出席者の単純多数決で行う。
- 総会の成立に関しては総会日程を掲示板に掲示し、対象者は全在校生とする（欠席者はすべての権限を議長委任とする）。
- ただし、賛否同数のときは議長に決定権を委ねる（本総会に関しては、会長が議長となり開催する）。

- 第6条 本会の任務は次のとおりとする。
- ・学校の年間行事等の案作成
 - ・学校の年間行事等の執行
 - ・学友会主催の各行事の開催
 - ・各クラブの統括および対外的な活動
 - ・その他学生活動の中心となる 等

第4章 役 員

- 第7条 学友会役員の任期は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

第8条 学友会役員は、各学科代表で構成される。学科代表の構成は、下記のとおりとする。

代表 1名 副代表 1名
書記 1名
学友会全体として、代表を置くことができる。

第9条 体育会・文化会は、本会の運営等に参与し、補助する機関とする。

各クラブ代表
体育委員（各クラス2名）
文化委員（各クラス2名）

第10条 体育会・文化会は、体育系および文化系のクラブと各クラス体育委員、文化委員より構成され各会代表により各決定事項の審議を行うための機関とする。

第11条 学友会役員は、各学科内で選挙により決定する。

第5章 役 員 会

第12条 各会の役員定例会は、原則として毎月1回実施し、顧問に報告書提出の義務がある。

なお、必要に応じて各会で召集をかけ臨時会議を開くことができる。

第6章 会 計

第13条 本会の予算はすべて校友会費よりまかなわれる。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 付 則

第15条 本会則は平成2年4月1日より施行する。

（平成18年4月1日より改正施行する。）

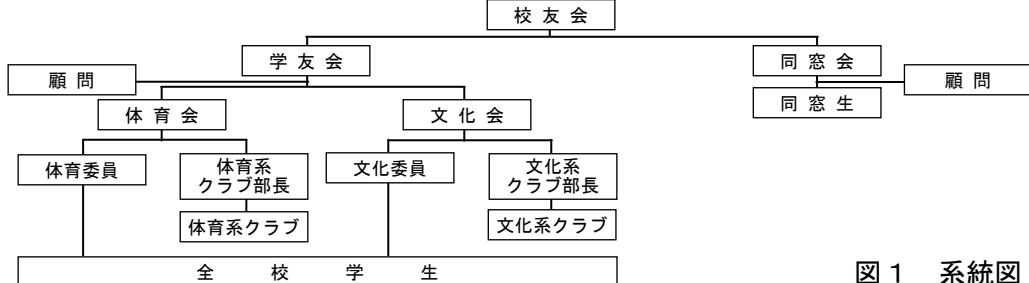


図1 系統図

クラブおよび同好会活動規定（補則）

1. クラブについて

- (1) 毎年、年度初めにクラブ申請および継続手続きを速やかに行い、学友会に登録する。
- (2) クラブ申請については、下記の必要書類を提出する。
 - ①クラブ申請書（新規・継続）
 - ②部員名簿
 - ③年間スケジュール予定表
 - ④クラブ活動記録
※新規申請クラブのみとし、3ヶ月分（4～6月）の活動記録を提出する。
- (3) クラブが承認されるまで（図2参照）
- (4) クラブ成立条件
 - ①部員数が15名以上であること。ただし、文化系クラブは10名以上とする。
 - ②専任教職員の顧問・副顧問がいること。
- (5) クラブ活動について
 - ①定期的に活動を実施していること。
 - ②毎月の活動計画（スケジュール表）を顧問を通じて体育会・文化会に提出すること。
 - ③クラブ活動日誌を作成し、毎回の記録をとること。
 - ④各クラブの備品については、そのクラブが責任を持って保管し、年度末に報告すること。
 - ⑤文化系クラブの実習室使用および機器備品等の取り扱いについては、顧問の許可並びに施設責任者の許可を得ること。
- (6) 対外試合の届けおよび報告（体育会）
 - ①試合に参加するクラブにおいては、顧問を通じて事前に試合参加届を体育会に提出すること。
 - ②試合引率については、必ず顧問または副顧問が行うこと。
都合により顧問・副顧問が引率できない場合は代行を依頼すること。

③試合終了後、3日以内に報告書を提出すること。

(7) クラブ代表者会議

- ①毎月1回実施する。
- ②出席対象者：クラブ部長およびマネージャー（同好会も同様）。
都合により出席できない場合は代理者が必ず出席すること。
- ③議題：活動報告（経費報告も含む）、今後の活動予定等。

④クラブ代表者は会議終了後、議事内容について全部員に対し報告する義務がある。

(8) 合宿について

合宿を行う場合は、クラブ顧問を通じて学校に申請し、許可を受けなければならない。

2. 同好会について

- (1) 每年、学期初めに同好会申請の手続きを速やかに行い、学友会に登録する。
- (2) 同好会申請については、下記の必要書類を提出する。
 - ①同好会申請書
 - ②会員名簿
 - ③年間スケジュール予定表
- (3) 同好会が承認されるまで（図2に準じる）
- (4) 同好会成立の条件
 - ①会員数が5名以上であること。
 - ②専任教職員の顧問が1名いること。
- (5) 同好会活動について
クラブ規定と同様。
- (6) 対外試合の届けおよび報告（体育会）
クラブ規定と同様。
- (7) 同好会会議
 - ①代表者は、クラブ代表者会議に必ず出席すること。
都合により欠席する場合は代理者が必ず出席すること。
 - ②内容については、クラブと同様。

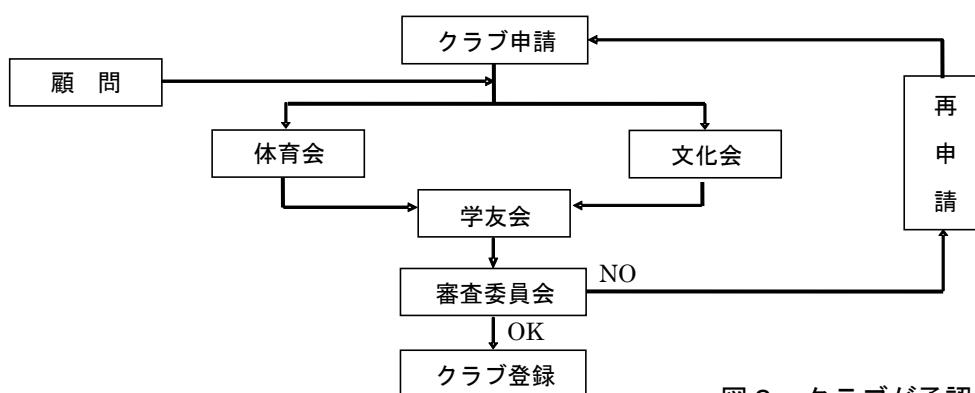


図2 クラブが承認されるまで

(2) 大阪医療同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、「大阪医療同窓会」と称する。
第2条 本部は、大阪医療技術学園専門学校内に設置する。

第2章 事 業

第3条 本会は、次の事業を主として行う。
1. 会報の発行
2. 会員相互の親睦
3. その他

第3章 会 員

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。
1. 特別会員 イ 本校在任の現・旧教職員
ロ 本校に関わる役員
ハ 講師（任意加入）
2. 正会員 イ 本校卒業生
ロ 本校に在籍したことのある者で本校入学時に同窓会費を納めた者

第5条 本会会員は住所、職業その他異動をそのつど本部へ届出をする。

第4章 役 員

第6条 本会は、次の役員を置く。
名譽会長 現学校長を推す
名譽副会長 現事務局長を推す
会長 1名
副会長 3名
書記 2名
会計 1名
会計監査 2名
顧問 若干名
常任委員 若干名
委員

第7条 役員の任期は原則として2ヵ年とし、再任は妨げない。

第8条 委員は、同期卒業会員中よりその互選によって選出し、原則として各クラス男女1名とし、その任期は限らない。

第5章 総 会

第9条 総会は、本同窓会の目的に則り、会員の親睦を深めるために毎年1回開催する。会長が必要と認めたとき、もしくは正会員の5分の1以上の要求があったときは、

会長は臨時総会を招集しなければならない。

第10条 総会において議決を必要とする場合は、議長および副議長をその度に定める。総会の議決は出席会員の過半数の賛成により決定する。

第6章 役 員 会

第11条 本会の役員会を、委員会および常任委員会として必要に応じ、またはその構成員の4分の1以上の要求があったとき会長がこれを召集する。

第12条 役員会は、成立の度に議長を決めなければならない。必要とあれば1ないし2名の副議長を決めることができる。

第13条 すべて役員は、議案を発議することができる。

第14条 役員に事故があるときは、役員以外の正会員の代理人に依頼してその権限を委任することができる。

第15条 役員会の決議は、出席役員の過半数の賛成をもって決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第16条 会員は、役員2名以上に依頼してその役員を通じて役員会に議案を提出することができる。また、役員会の承認を得て役員会に出席し意見を述べることができる。

第17条 委員会は毎年1回以上召集され、次のことをを行う。

1. 常任委員会が提出した議案の審議
2. その他会務の運営に關し総会に余裕もしくはその必要のない事項の議決
3. 規約改正変更の議決
議決は出席委員の3分の2以上の賛成を得なければならない

第18条 常任委員会は、会務事業の運営に関する議案の議決をなす。

第7章 会 計

第19条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

第20条 本会の経費は会費、寄付金等をもってこれに充てる。

第21条 既納の会費・寄付金等は返還しない。

第8章 付 則

第22条 本会則は、総会出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。

第23条 この会則は、平成8年4月1日より施行する。